

① 件 名	
石巻市かもめ学園利用料の見直しについて	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
【背景】 心身障害児に対して障害の克服に必要な機能訓練及び生活指導を行い、児童の療育に資するとともに、児童の健全な育成等に資することを目的として、石巻市かもめ学園を設置し、指定管理制度により運営している。 また、平成20年10月にかもめ学園の児童デイサービスは、早期発見、早期支援や児童の健全育成等、子育てしやすいまちづくりを具現化する事業であることから無料とし、当分の間、これを徴収しないこととした。 しかし、平成24年に、障害者自立支援法に規定されていた児童デイサービスが、児童福祉法の規定による児童発達支援と放課後等デイサービスに再編されたことにより、徐々に民間事業所が立ち上がり、かもめ学園とほかの事業所の利用料について不公平が生じている。 【目的】 石巻市かもめ学園が実施している事業のうち、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用料について、他の事業所を利用している場合の利用料との不公平を是正するため取扱いを見直すもの。	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
【根拠法令】 児童福祉法（昭和22年法律第164号） 石巻市かもめ学園条例（平成17年石巻市条例第141号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市障害者計画 石巻市障害福祉計画	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
平成18年	障害者自立支援法により利用者負担が原則1割となる。
平成20年10月	かもめ学園における児童デイサービスの無料化
平成24年	障害者自立支援法に規定されていた児童デイサービスが、児童福祉法の規定による児童発達支援と放課後等デイサービスに再編される。
平成24年以降	市内に、児童福祉法による児童発達支援、放課後等デイサービスを提供する事業所が13件設立。

⑤ 主な内容

石巻市かもめ学園における児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用に伴う負担を「当分の間、これを徴収しない」としている規定を見直し、指定管理者が法定の利用者負担(下表参照)を徴収し、他の事業所を利用している世帯との負担の不公平を是正するもの。

所得区分	左の内容	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1	非課税世帯で障害児の保護者の収入が年間 8 0 万円以下の方	0 円
低所得 2	上記以外の非課税世帯	0 円
一般 1	住民税所得割額 2 8 万円未満の課税世帯	4, 600円
一般 2	上記以外の課税世帯	37, 200円

※現在の利用者19名は全員、一般1に該当している

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置）

【対象者への影響】

かもめ学園利用世帯のうち市民税課税世帯の利用者負担は発生するものの、他の事業所を利用している世帯と同様の利用者負担となり、公平性が図られる。

課税世帯への影響額	一般1世帯	1世帯につき月額	4,600円(負担上限月額)
	一般2世帯	1世帯につき月額	37,200円(")

【市行財政の負担（財源措置及びコスト計算）】

徴収しないこととしている利用者負担相当額を、これまで市が指定管理者に対し指定管理料として支出(減収補填)していたが、今後は当該支出が不要となる。

想定される影響額 $4,600 \text{ 円} \times 15 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} \div 828,000 \text{ 円}$

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他の自治体は、児童福祉法に基づき事業者が利用者負担を徴収しており、減免等の取扱いはしていない。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年1月 保護者説明会開催

3月 石巻市かもめ学園条例施行規則の改正（施行予定年月日：平成29年4月1日）

⑨ その他